農業保険掛金等市町村助成の実施状況ついて

令和5年4月1日現在

市町村名	事業名	助成実施状況内訳
青森市	収入保険	保険料の50% (R4年~R6年の責任開始期間(3年間の間)で1回限り)
H W II		
弘前市	果樹	掛金の30% (青色申告) 以内総合、掛金の10% (白色申告) 以内総合 (りんご)
	収入保険	新規加入者=保険料の50%、継続加入者=保険料の30%
黒石市	収入保険	保険料の30%
五所川原市	果樹	掛金の10% (りんご)
	収入保険	保険料の50%
十和田市	収入保険	保険料+賦課金の50%(R 5 年~R 8 年の責任開始期間(4 年間の間)で1回限り) 上限10万
三沢市	収入保険	付加保険料の100%(上限3万)
つがる市	収入保険	保険料の10%(上限10万)
ガ川士	果樹	掛金+賦課金の20%総合(りんご)
平川市	収入保険	保険料の50%
平内町	収入保険	保険料の10%
蓬田村	収入保険	保険料の10%
4台,2月日本	果樹	掛金の15% (りんご)
鰺ヶ沢町	収入保険	保険料の10% (上限10万)
西目屋村	果樹	掛金の30%総合 (りんご)
——————————————————————————————————————	収入保険	保険料の50%
藤崎町	果樹 園芸施設	掛金+賦課金の30%総合(りんご、ぶどう、もも) 掛金+賦課金の25%
	収入保険	保険料の30% 掛金+賦課金の10%総合(りんご)
大鰐町	園芸施設 収入保険	掛金+賦課金の25% 保険料+付加保険料の30%
- A A+11	果樹	掛金+賦課金の10%総合(りんご)
田舎館村	園芸施設 収入保険	掛金+賦課金の25% 保険料の30%
板柳町	果樹	掛金の30%総合(りんご、ぶどう)
40×194 = 1	収入保険	保険料の10%
鶴田町	果樹	掛金の30%総合(りんご、ぶどう)
	収入保険	保険料の10%(上限10万)
野辺地町	収入保険	保険料+付加保険料の1年目25%、2年目33%、3年目25%、
七戸町	収入保険	保険料+付加保険料の50%
六戸町	収入保険	付加保険料の100%(上限3万)
性 派 町	水稲	掛金+賦課金 (上限1万)
横浜町	収入保険	保険料+付加保険料の35%以内
東北町	収入保険	保険方式のみ 保険料1/4以内、付加保険料100% (上限50万)
		保険方式+積立方式 保険料2/3以内、付加保険料100%(上限50万)
六ヶ所村	収入保険	保険料+付加保険料の50% (上限50万)

三戸町	収入保険	保険料+付加保険料の25%(上限7万)
南部町	果樹	掛金の15% *6年度10%、7年度5%、8年度廃止
	収入保険	掛金の25%以内の額及び付加保険料の合計額と15,000円のいずれか低い額 (上限15,000円) *補助期間は定めない 全加入者対象
田子町	収入保険	1年目(保険料+付加保険料1/4以内、上限3万) 2年目(保険料+付加保険料3/20以内、上限2万)2年連続助成